

令和4年12月16日
宮城県復興・危機管理部
復興・危機管理総務課

国民保護に係る避難施設の追加指定について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第148条に基づき、令和4年12月16日付けで下記の施設を追加して指定しました。

記

施設の名称	所在地	緊急一時避難施設	地下への避難が可能な施設
上田中地下道	気仙沼市上田中一丁目地内	○	○
増田地下道	名取市増田三丁目地内	○	○
桜地下道	岩沼市桜二丁目地内	○	○
末広地下道	岩沼市末広二丁目地内	○	○
金成町沢辺地下道	栗原市金成沢辺西大寺地内	○	○
稲葉地下道	大崎市古川稲葉字鴻ノ巣地内	○	○
風のこみち	大崎市古川稲葉字谷地地内	○	○
城西地下道	大崎市古川城西一丁目地内	○	○
宮袋地下道	大崎市古川若葉町一丁目地内	○	○
ひかりのこみち	大崎市古川大宮八丁目地内	○	○
福浦地下道	大崎市古川福浦字土手内地内	○	○
上古川地下道	大崎市古川字本鹿島地内	○	○
塚目地下道（石名坂地内）	大崎市古川塚目字石名坂地内	○	○
塚目地下道（古川IC）	大崎市古川塚目字石名坂地内	○	○
新田地下道（古川IC）	大崎市古川新田字中州地内	○	○
川渡地下道	大崎市鳴子温泉字川渡地内	○	○
富谷地下道	富谷市ひより台一丁目地内	○	○
中川原地下道	柴田郡大河原町金ヶ瀬字中川原地内	○	○
大衡地下道	黒川郡大衡村大衡字八幡地内	○	○
小牛田地下道	遠田郡美里町牛飼字清水江地内	○	○